

加古川市業務委託等に係る契約に関する事項の公表(随意契約)

主管課名	名称	契約業者名	契約金額 (単位:円)	契約日	契約の相手方を選定した理由
市民課	住基ネット端末構築業務委託	株式会社日立システムズ 関西支社	907,500	令和6年9月24日	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 端末は、住基ネットCSサーバとの通信を行うものであり、サーバを導入、保守している事業者以外の作業が不可能であるため。
地域医療課	令和6年度高齢者インフルエンザ 及び高齢者新型コロナウイルス感 染症予防接種業務委託	一般社団法人加古川医師 会 一般社団法人明石市医師 会 一般社団法人高砂市医師 会 加古川ともながクリニック 医療法人社団かわぐち腎 泌尿器科・内科クリニック さつき診療所 医療法人社団はじめ会秋 澤診療所 医療法人社団加古川皮膚 科クリニック T clinic Kakogawa 岡田クリニック	別紙「契約単価」 及び別紙のとおり	令和6年9月30日 (岡田クリニックは 令和6年10月9日)	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種は、加古川市、明石市、高砂市、稲美町及び播磨町の3市2町で実施しており、委託内容が医療行為であることから、医療機関が接種を行うものであるが、各市町内全域に医療機関を持ち、接種費用請求事務の集約を行うことができるという面で、加古川医師会、明石市医師会及び高砂市医師会との契約が効率的であるため。 また、予防接種の際には、病気の既往歴や投薬状況の確認が必要であるため、一般的にかかりつけ医での接種が望ましいとされるが、被接種者のかかりつけ医が必ずしも医師会加入の医療機関であるとは限らないことから、より広く接種機会を設けるために、住民サービスの面を考慮し、医師会に加入していない医療機関についても、予防接種の実施を申し出た医療機関に限り個別で契約を行うこととする。

別紙「契約単価」

主管課名	委託名	契約単価(税抜) (単位:円)
地域医療課	令和6年度高齢者インフルエンザ及び高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託	【医療法人社団はじめ会秋澤診療所、医療法人社団加古川皮膚科クリニック】 ・インフルエンザ 接種者 自己負担有 :2,737円／回 接種者 自己負担無 :4,100円／回 予診のみ :1,250円／回 【T clinic Kakogawa】 ・新型コロナウイルス感染症 接種者 自己負担有 :11,182円／回 接種者 自己負担無 :13,909.1円／回 予診のみ :1,250円／回 【岡田クリニック】 ・インフルエンザ 接種者 自己負担有 :2,737円／回 接種者 自己負担無 :4,100円／回 予診のみ :1,250円／回 ・新型コロナウイルス感染症 接種者 自己負担有 :11,182円／回 接種者 自己負担無 :13,909.1円／回 予診のみ :1,250円／回 ※一般社団法人加古川医師会、一般社団法人明石市医師会、一般社団法人高砂市医師会、加古川ともながクリニック、医療法人社団かわぐち腎泌尿器科・内科クリニック、さつき診療所については別紙のとおり。